

住民税・所得税・復興特別所得税の申告について

所得税および復興特別所得税の確定申告

宇治税務署 ☎0774-44-4141

- 文化センター申告相談会場が必要な主なもの
 - ▽給与所得者で勤務先から提出されなかった人→源泉徴収票
 - ▽国民年金に加入している人→保険料の控除証明書
 - ▽生命保険料、地震保険料控除証明書
 - ▽寄附金控除をうけるとき
 - ▽寄附金の控除証明書または領収書
 - ▽医療費控除を受けると

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

▽国民健康保険などに加入している人→領収書(提示もしくは、その額を申告してください)

▽印かん

▽筆記用具・計算器具

▽申告者本人名義の口座情報(銀行名、支店名、口座番号)がわかるもの(還付申告の場合のみ)

▽マイナンバーの関係書類の写し

※医療費控除の明細書は、年間に支払った金額と保険金等で補てんされた金額を、医療を受けた人・病院等ごとに集計して事前に作成してください。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます(医療費通知とは、健康

申告はネットや郵送による提出にご協力を!

毎年、申告会場は大勢の人で混雑します。多数の人が集まる場所を避ける観点から、今年の確定申告は可能な限り、パソコンやスマホから申告書が作成できる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用いただき、郵送による提出、マイナンバーカードや税務署が発行するID・パスワードを取得済の方はe-Tax(電子申告)による提出にご協力ください。

住民税の申告は郵送による提出も可能です。ただし、住民税の申告書の作成が困難な人は、申告会場ほか市役所1階税務課市民税係でも受け付けています。

する場合→【委任者の番号確認書類+代理人の身元確認書類+①】(郵送時は写しを同封)

①以下の書類を1点
委任者のマイナンバーカード、委任者の健康保険証、任意代理人の場合は、委任状(委任者の住所・氏名・生年月日・押印、代理人の住所・氏名・生年月日、申告書を代理人に提出させる

住民税(市民税・府民税)

税務課市民税係 ☎983-1113

- 住民税の申告が必要な人
 - 令和3年1月1日現在、八幡市内に住所があり、令和2年中に所得(収入)があった人など
 - 申告に必要な主なもの
 - 「所得税および復興特別所得税の確定申告」の「文化センター申告会場に必要な主なもの」
 - ※マイナンバー関係書類は原本でも可(郵送の場合は「写し」を添付)

民票の写し

※身元確認書類とは、マイナンバーカード/運転免許証/公的医療保険の被保険者証など

保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合がありますので、該当する人は必ず申告してください。

※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。

税務署での確定申告
入場整理券が必要

宇治税務署で行われる令和2年分の確定申告は、混雑緩和のため、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。入場整理券は税務署で当日配付

申告期限の延長のお知らせ

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、所得税等の申告期限が延長されました。これに伴い、住民税(市民税・府民税)申告の申告期限も4月15日(木)まで延長いたします。

※文化センターでの所得税等確定申告は、申告相談会場の確保等が困難なことから、お手数ですが宇治税務署の確定申告会場で申告相談をお願いいたします。

※3月16日以降に住民税(市民税・府民税)申告書や所得税等確定申告書を提出された場合は、住民税(市民税・府民税)の課税が、第1期(6月末納期限)に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

この場合、第2期からの課税または税額変更等を行い、該当される人に対して、納税通知書等により、お知らせいたします。

申告相談会場のご案内

①宇治税務署

開催日程	場所	時間	申告の種類
4月15日(木)まで (土・日・祝日を除く)	宇治税務署 1階	相談受付時間 午前9時～午後4時	土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、令和元年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の申告

※会場では、原則としてご自分で決算書・収支内訳書等の作成やパソコン操作をお願いしております。

※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、ご利用頂けません。車でご来場される場合には、臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用および筆記用具や計算器具等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

②市職員による申告相談会場

開催日程	場所	時間	申告の種類
4月15日(木)まで (土・日・祝日を除く)	市役所税務課市民税係 (1階5番窓口)	午前8時30分～午後5時15分	住民税(市民税・府民税)申告 ※所得税額が新たに発生または増減する場合は、宇治税務署または文化センター会場をご案内させていただきます。
3月15日(月)まで (土・日・祝日を除く)	文化センター 3階申告会場	受付時間 午前9時～午後4時 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) 住民税(市民税・府民税)申告 ※市職員のみ対応となりますので、相談・受付できる申告の種類に限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配付します。混雑状況により入場制限ほか、早めに受付を終了させていただく場合があります(例年、3月上旬までは大変混み合います)。

※文化センターは午前9時に開館します。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

※工事により、市役所の駐車場が一部利用できません。できるだけ公共交通機関でお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用および筆記用具や計算器具等を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場をお断りします。

☎0774-44-4141
☎983-1113、983-2164

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」の利用勧奨について

申告書の作成は 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータ、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

※ e-Tax の利用に際しては、事前に次のものを準備する必要があります。(①マイナンバーカード、②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン)

なお、事前に税務署で手続きいただければ、①マイナンバーカード、②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン、をお持ちでない方でも、e-Tax をご利用できます。

オンライン事前発行の詳しい方法は国税庁ホームページをご確認ください。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

QRコードから友だち登録し、事前予約することができます。

LINEを使うとオンライン事前発行も可能です(こちらのQRコードから友だち登録し、事前予約することができます)。

